

川崎市高齢者外出支援乗車事業の ICT 導入等に関する  
サウンディング型市場調査 実施要領

令和 3 年 1 月

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者在宅サービス課

## 1 調査の背景・目的

本市が実施している高齢者外出支援乗車事業について、高齢者数の増加や社会参加のニーズの複雑化・多様化、事業費の増加への対応として、令和2年度に見直しを行っています。

見直しの前提として、現在、紙の券を使用している本事業について、ICTの導入により正確な利用実態の把握及び新たな社会的活動への参加支援施策を検討することとしています。

令和3年度には、ICT導入等のための事業者選定を行う予定であり、本サウンディング型市場調査（以下「本調査」といいます。）については、主に以下の項目について民間事業者との対話を行い、今後の具体的な公募条件の整理を行うことを目的に実施します。

- ・導入するICTに関するアイデア
- ・効果的で魅力的な社会的活動への参加支援に関するアイデア
- ・ICT導入による事務の効率化
- ・事業費抑制のための手法

## 2 調査を求める事業の概要

### (1) 事業目的・根拠規定等

高齢者外出支援乗車事業は、市内在住の70歳以上の方を対象に、社会的活動への参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、「川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例」及び同条例施行規則に基づき実施しているものです。

#### 【根拠規定】

- 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例  
(平成16年3月24日条例第10号)
- 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則  
(平成16年3月31日規則第32号)

### (2) 事業内容

市内に住民票がある年齢70歳以上の方を対象に、次の二つの方式を選択して利用してもらう制度となっています。

	コイン式 (高齢者特別乗車証明書)	フリーパス式 (高齢者フリーパス)
交付方法	市から対象者宛てに郵送	左記証明書の交付を受けた者のうち、希望者が任意で購入

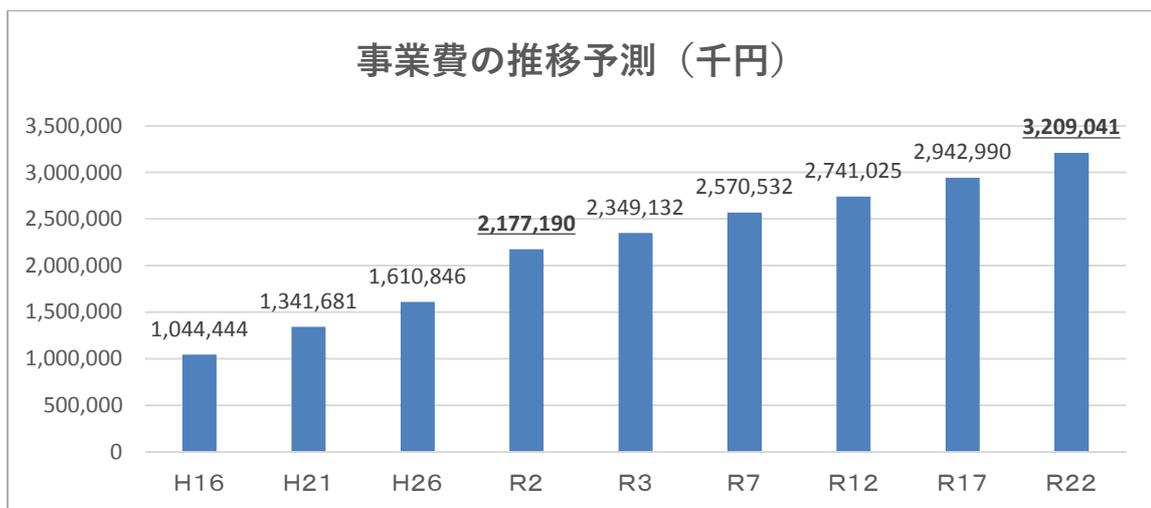
内 容	バス乗車時に証明書を提示することで、大人の普通乗車料金の概ね半額で乗車可能	ひと月あたり1,000円でフリーパスを購入することで、通用期間内であれば何回でも乗車可能（1, 3, 6, 12か月の4券種）
-----	---------------------------------------	---

※身体障害者手帳等を所持している方など、一定の要件を満たす方に対しては、無料でバスの乗降ができる福祉バス（12か月間有効のフリーパス）を発行しています。

### （3）70歳以上人口の推移と将来推計

年次	川崎市総人口	70歳以上人口	総人口に占める割合
昭和50年 (1975)	1,014,951人	24,619人	2.4%
平成16年 (2004)	1,304,258人	121,215人	9.3%
平成21年 (2009)	1,398,299人	153,270人	11.0%
平成26年 (2014)	1,442,397人	188,734人	13.1%
令和元年 (2019)	1,504,392人	220,629人	14.7%
令和7年 (2025)	1,572,700人	257,900人	16.4%
令和12年 (2030)	1,586,900人	274,800人	17.3%
令和17年 (2035)	1,583,200人	302,400人	19.1%
令和22年 (2040)	1,567,200人	329,600人	21.0%

### （4）これまでの事業費推移と事業見直しを行わなかった場合の事業費見込み



※事業費については、条例上の事業実施団体として指定している（社）川崎市社会福祉協議会を通じて各バス事業者へ支出しており、バス事業者への運賃負担相当分の補助金に加え、高齢者フリーパスの販売窓口等の委託費用やチラシ等の印刷経費、川崎市社会福祉協議会の人件費などが含まれています。

## (5) 市境路線の取扱い

市内を運行する路線バスには、市境をまたいで運行しているものがあります。高齢者外出支援乗車事業では、乗車もしくは降車する停留所が市内である場合は、原則、高齢者特別乗車証明書及び高齢者フリーパスが使用できます。また、横浜市が実施する敬老特別乗車証についても、本市同様、乗車もしくは降車する停留所が同市内であれば原則、使用することができます。

なお、東京都が実施するシルバーパス事業については、原則として都内での乗降のみが対象となっています。

## 3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、個別対話実施時に提案書を提出していただきます。

## 4 調査の内容

高齢者外出支援乗車事業について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。なお、具体的な提案を求める事項については以下のとおりです。

### 【提案事項 1】

現在、紙の券を使用している高齢者特別乗車証明書及び高齢者フリーパスについて、どのようなスキームで ICT を活用できるか、御社の考え方を御提案ください。

その際、次の項目について考慮してください。

- ①利用者に配布する媒体の種類
- ②上記①の媒体を使用した場合の利用者の乗降方法
- ③路線バスの車載器（料金箱、ディスプレイ）との連携の可能性
- ④システム開発について（単独開発か、他者との連携による開発か 等）

※ICT 導入にあたり、対象者情報を本市既存システムから受領したり、利用状況を蓄積するためのシステム開発が必須となります。対象者情報の項目や開発システムのイメージは、対話時にお示しします。

- ⑤横浜市との市境路線における運用方法等

※現状の運用方法については、参考資料を御参照ください。

### 【提案事項 2】

高齢者特別乗車証明書及び高齢者フリーパス以外に、どのような ICT を活用したサービスが考えられるか、御社の考え方を御提案ください。

なお、サービス内容については店舗等での割引やポイント制度のほか、民間事業者がすでに展開しているサービスとの連携など、幅広くお考えいただいて差し支えありませんが、その際、事業費削減の観点についても考慮をお願いします。

また、高齢者外出支援乗車事業は70歳以上の高齢者を対象としていますが、本項目で御提案いただくものについては、70歳未満の方を対象とした内容であっても可とします。

※参考資料1に記載している事業スケジュールについては現時点での想定であり、本事項における提案内容では、導入時期が令和6年度以前であっても差し支えありません。

## 5 対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある法人格を持つ民間事業者（NPO法人その他の団体を含む）またはそのグループ。業種、業態は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

## 6 調査スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和3年1月13日（水）
質問の送付期限	令和3年1月19日（火）
質問への回答の公表	令和3年1月26日（火）
個別対話参加申込期限	令和3年2月2日（火）
個別対話実施日時及び場所の連絡	令和3年2月4日（木）
個別対話の実施	令和3年2月8日（月）～19日（金）
実施結果概要の公表	令和3年3月上旬

## 7 事業者説明会の有無

本調査の内容についての事前説明会は実施しません。

## 8 質問の受付・回答

- (1) 質問書類  
様式1「質問書」
- (2) 提出期間  
令和3年1月13日（水）から同年1月19日（火）まで
- (3) 提出方法  
問い合わせ先のメールアドレス宛てに送付してください。
- (4) 回答  
回答は、令和3年1月26日（火）に本市公式ウェブサイトで公表します。  
回答公表ページ：<http://kawasaki.city.kawasaki.jp>

## 9 参加申込方法

- (1) 申込書類  
様式2「参加申込書」
- (2) 申込期間  
令和3年1月13日（水）から同年2月2日（火）まで
- (3) 申込方法  
問い合わせ先のメールアドレス宛てに送付してください。

## 10 提案書の提出方法

- (1) 提出書類  
任意の様式で提出
- (2) 提出方法  
5部を個別対話当日に担当者宛て、提出してください。

## 11 個別対話の実施方法

- (1) 実施期間  
令和3年2月8日（月）から同年2月19日（金）  
※具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者様宛てに連絡します。
- (2) 所要時間

30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

ソリッドスクエア西館 10階 健康福祉局会議室

（川崎市幸区堀川町 580 番地）

(4) 対話方法

民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護を図るため、調査は非公開による対話型個別ヒアリングにて実施します。調査は、原則として健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課の職員が対応します。

(5) その他

ア 個別対話は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために参加者ごとに行います。また、個別対話の実施に際して、説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として5部を御持参ください。

イ 新型コロナウイルス感染症対策として、出席者は2～3名程度とし、マスクの着用をお願いします。

## 1 2 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和3年3月上旬に本市公式ウェブサイトで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者宛てに公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

公表ページ：<http://kawasaki.city.kawasaki.jp>

## 1 3 対話実施後の事業の予定

個別対話の結果を踏まえて、次のとおり事業実施を予定しています。

内容	期間等
事業者公募の実施	令和3年5月頃
事業者の選定	令和3年6月頃
事業着手	令和3年7月頃
ICT導入時期	令和4年7月～10月頃

## 1 4 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。なお、対話内容が事業者公募の募集要項作成にあたり有益と判断した場合は、公募の際にインセンティブ加点を検討します。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

## (2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

## (3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り御協力をお願いします。

## (4) 個別に提供する資料等について

個別対話の参加者に対し個別に提供する資料等については、本事業の目的のためにのみ提供を受けるものとして、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。また、個別対話への参加申込をもって、以下の事項について承諾したものとみなします。

ア 第三者への開示の禁止（ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲及び方法で、提案者と守秘義務契約を締結した者へ開示する場合を除く）

イ 善良な管理者としての情報管理の徹底

ウ 提案者から情報が漏えいした場合の市又は第三者への損害の補償

## 15 様式・参考資料

様式1…質問書

様式2…参加申込書

参考資料1…川崎市高齢者外出支援乗車事業について

参考資料2…川崎市高齢者外出支援乗車事業のあり方検討に係る報告書（案）

※その他、高齢者外出支援乗車事業の内容や、横浜市の制度が分かるホームページも併せて御覧ください。

【高齢者外出支援乗車事業の紹介ページ】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114876.html>

【横浜市敬老特別乗車証（敬老パス）紹介ページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/ikigai-shakaisanka/keirou.html#taisyoukoutuukikann>

## 16 問い合わせ先

所 属：川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課いきがい係

担 当：荒井、金澤

住 所：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 10 階

電 話：044-200-2651

メール：40zaitak@city.kawasaki.jp